

## 里親って何をやるの？

サポートが必要な子ども達に

**安心で安全な生活**

**成長の手助け**

**帰れる場所**

を提供します。



## 里親登録の流れ

- ① 児童相談所の面談 下記に記載の児童相談所までお問い合わせください。
- ② 里親研修の受講 講義と実習があります。新たな気づきがあるかもしれません。
- ③ 申請書類の提出 里親希望者に関する書類を児童相談所へ提出。
- ④ 家庭訪問等調査 児童相談所の職員が里親希望者のご家庭へ訪問し、面談を行います。
- ⑤ 審査・認定・登録 社会福祉審議会という会議で審議の上で、認定・登録されます。

## 里親になりたい（児童相談所）

### 奈良県中央こども家庭相談センター

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

TEL 0742-26-3788

児童相談所の  
受付時間は  
平日9～17時

### 奈良県高田こども家庭相談センター

〒635-0095 大和高田市大中 17-6

TEL 0745-22-6079



### 奈良市子どもセンター（奈良市在住の方対象）

〒630-8031 奈良市柏木町 263-2

TEL 0742-93-6595

令和4年4月  
オープン!!



## 里親について知りたい

### 里親支援機関 児童家庭支援センターてんり

〒632-0018 天理市別所町 715 番地 3

TEL 0743-85-5567

✉ foster-support@welfaretenri.com

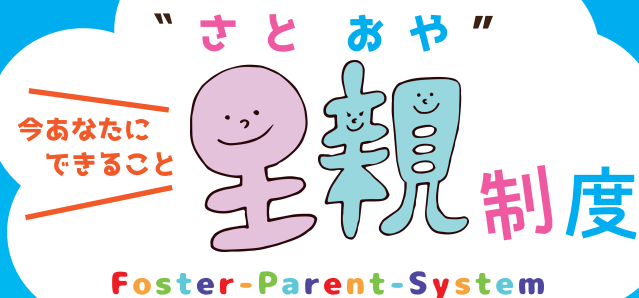
🌐 nara-satooya.com/ 【右記QR】

OPEN 月～金及び日曜日 9～18時

\* 児童家庭支援センターてんりは奈良県及び奈良市から委託を受け、里親支援事業を実施しています。



知っていますか？



「ともに、暮らす。」

奈良県

## 子どもの幸せが目的

里親とは、さまざまな事情で家族と暮らせない子どもを**家庭**に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって育てる家庭のことをいい、子どもの**幸せ**を目的とした制度です。



## 里親の数が足りません

家族と暮らすことが難しく、社会が変わって育てる必要のある子ども達は、日本に約**4万2千人**いるといわれており、その多くが施設で生活しています。里親の数はまだまだ少なく、一人ひとりに合わせた生活環境を選ぶには、選択肢が限られています。



## 子ども達の未来に向かって

施設も里親も、子ども達の未来に向かって**懸命**に取り組んでいます。対象となる子どもは、たくさんいます。



①

子どもを家庭に**迎え入れる**ことは簡単なことではありませんし、実際に**里親**として活動できる人は少ないかもしれません。

だからこそ、子ども達を取り巻く**現状**や、子ども達のために、懸命に取り組んでいる人がいることを、もっと多くの方に知ってもらいたい。

さあ、ページを開いて。**あなた**にもできることが見つかるかもしれません。



## もっと詳しく！ Q & A

### Q 里親をする人が単身の場合は？

A 単身でも里親登録ができます。もちろん奈良県内にもおられ、子ども達の養育に携わっていただいています。



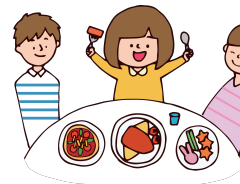
### Q 子どもが人の物を壊したら…

A 里親向けの賠償責任保険があり、子どもが誤って人の物を壊した際などに使うことができます。保険の加入は「奈良県里親会」への入会が要件です。



### Q 経験者の話を聞いてみたい

A 里親になるための研修では、先輩里親の体験談を聞くことができます。また「奈良県里親会」のHPにも掲載されています♪  
narasatooya.jp/【右記QR】



### Q 費用の面が心配で…

A 里親登録は無料です。また、預かる子どもの生活費や教育費などは、児童を管轄する自治体（県 or 奈良市）から費用補助があります。

もっと知りたい方は、**児童相談所**もしくは、**里親支援機関**までご連絡下さい（裏面参照）。

## いろいろある 里親のカタチ

### 里親の拡大版 ファミリーホーム

最大6名の子どもが暮らすことができます。専任の養育者に加え、補助スタッフも養育に参加します。

一定の期間  
ともに暮らす  
**養育里親**



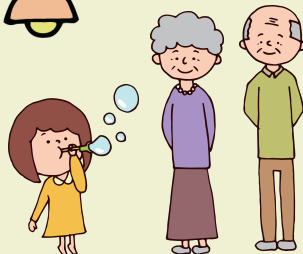
全国で最も多い里親。子どもが生まれた家庭に戻ったり社会自立する時まで、ともに暮らします。里親としての経験を積み、専門の研修を経て、「専門里親」に登録する人もおられます。

養子として  
子どもを育てる  
**養子縁組里親**



養子縁組を行って、法律上の親子となることを前提に、子どもを育てます。縁組には、家庭裁判所への申立ても必要になります。

祖父母や  
兄弟姉妹などの  
**親族里親**



両親がいなくなってしまった時、子どもの祖父母や兄弟姉妹といった親族が、里親としてともに暮らします。生活費などの補助もあります。

週末や夏休みなどを  
ともに過ごす  
**週末・季節里親**



施設で暮らす子どもに将来の家庭づくりに役立ててもらえるよう、週末や夏休みなどの短い期間、家庭に迎え入れる里親。「ふれあい里親」とも呼ばれています。



\*里親さんの家庭でともに暮らす子どもの数は、1〜4人（実子を含めて6名まで）です。